

『雙劍匣吉金文選』 訓注(四)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 進藤, 英幸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9890

『雙劍謠吉金文選』訓注(四)

進藤英幸

Shuang Jlan Chi Ji Jin Wen Zhuan (『雙劍詒吉金文選』)

—Translation and Annotation (4)—

Hideyuki SHINDO

Yu Xing Wu (于省吾, 1896-1984), from Hai Cheng Xuan, Iiao Ning Sheng, is a scholar of classic Chinese literature and ancient writing, whose chief interest is researches into bronze ware and materials of the Yin and Zuon eras.

In Shuang Jlan Chi Ji Jin Wen Zhuan (1933), one of his most outstanding works, he deciphered words and sentences, ming wen (銘文), engraved on 485 pieces of bronze ware of the Yin and Zhon eras. Classic literature alone is not sufficient for understanding Chinese ancient culture, and for this reason, this work is useful to make up the deficiencies of our research.

To understand deeply his “Study on ming wen on the bronze ware of the Xi Zhon era”, it is necessary to translate his work.

『雙劍謠吉金文選』訓注(四)

はじめに

本選集者の于省吾(一八九六—一九八四)は字は思泊、書齋に双劍謠と名づけていた。遼寧省海城県の出身で、瀋陽国立高等師範文科を卒業。中国古典と古代文字の研究者で、早くから殷周青銅器および文物の収集と整理に潜心されていた。一九三一年に北京に移居して以後、輔仁・北京・燕京・吉林大学等の各大学講師、教授、名誉教授を勤め、故宮博物院の鑑定委員や考古学社の社員をかねた学究者であった。本著述は一九三三年(于氏三十七歳)の自印である。殷周時代の青銅器を中心に選び集め、それに鑄刻されている銘文を考釈したものである。彼の数多い業績の中でも優れたものとして価値は今日なお高い。本選集には四百八十五条の考釈が掲載され、考釈中、問題となる語句に彼の簡潔な注釈が添えられているものである。

周代の銘文を研究するにあたって、その基礎知識を得るため、本選集を採用し、訓注を施すことにした。



綸 罇

進藤英幸

繪 罽 銘

器 名

- 齊子中(仲)姜罽——(潘祖蔭『攀古瘦彝器款識』卷二・一。
- 王國維『王觀堂先生全集』六、「兩周金石文韻說」。吳闓生『吉金文錄』卷二・四。郭沫若『金文叢攷』二、「金文韻說補遺」一四八。白川靜『書道全集』(平凡社)卷一・97)
- 齊侯罽——(吳大澂『憲齋集古錄』第二冊・二二。羅振玉『三代吉金文存』卷一・六六。中華書局版『殷周金文集成』卷一・二七一。山田勝美『定本書道全集』(河出書房)卷一、270・100
- 齊聖子繪罽鐘——(方濬益『綴遺齋彝器攷積』卷二・二七)
- 齊紉乍子中姜罽——(劉休智『小校經閣金文拓本』卷一・九六)
- 齊罽——(鄒安『周金文存』卷一・一。容庚『金文編』卷一三・七)
- 齊陶子繪罽——(『山東通志』卷一四七、芸文志第一〇・金一)
- 聖罽罽——(楊樹達『積微居金文說』卷四・一〇〇)
- 繪罽——(郭沫若『兩周金文辭大系圖錄考釈』(增訂本) 図次二三七、録編二五一、釈文二〇九。容庚『商周彝器通考』下編、図九六九。容庚『殷周青銅器通論』 図二九八。『上海博物館藏青銅器』 図次八五。文物出版『商周青銅器銘文選』卷二・銘文八四三、卷四・釈文五三三。
- 洪家義『金文選注釋』五八二。白川靜『金文通釈』第三八・三七八。白川靜『金文集』4 (二支社)「書跡名品叢刊」436・437。敵一萍『金文總集』第九・ 図713、四

時 代

一五一。吉本道雅『中国書道全集』(平凡社)第一卷・39。大西克也『中国書法選』1 (二支社) 79)

- ①「当に春秋中葉に在るべし」(『上海博物館藏青銅器』 附冊・八五・88)
- ②「春秋 齊の昭公あるいは懿公」(『商周青銅器銘文選』四、八四三)
- ③「齊の靈公四年(前五七八)の作と推量」(『金文通釈』第三八・三八四)

出 土

「同治九年(一八七〇)四月に山西省栄河県の后土祠のかたわらの河岸が崩れたとき出土したもの」(『憲齋集古録』第二冊・二六葉および『周金文存』卷一・附説)

収 蔵

初め土地の人、尋氏瑄香の弟が取得していたが、のち京師にはこび、やがて潘文勤(祖蔭)の手にわたった、現在では中国歴史博物館に陳列されている。(『周金文存』卷一・附説。『山東通志』芸文志第十・金一。『上海博物館藏青銅器』 附冊・八五)

略 解

この器の名称は、器名の項に記したように種々の名で呼ばれている。作者名にかかわる字が銘文中に三見する(第二行の二字目と、後から二行の一字目とは剔去しようとしたらしい跡

があり、明らかでない)が、銘文の第二行末字の「𨾏」がそうである。不明の個所の二字もこれと同じ文字であったらうと推定されている。ところで末字の「𨾏」を方濬益や劉体智等は「綸」字に釈し、郭沫若も『金文叢攷』(彝銘名字解詁)の「陶叔又成」ではこれに従って釈されている。于省吾も『閩生』とともに「綸」に釈している。楊樹達は、この字の左側の素は『説文』の𨾏の古文の形であるとして「𨾏」字(『積微居金文説』の「𨾏鐘罇跋」、一〇二頁)であるとされている。また容庚は『金文編』(十三・七)でこの銘文を引用して「𨾏」と釈されている、現在の注釈家の多くはこれに従っている。『説文』には見えない字であるが、強運開が『説文古籀三補』(第十三・二二)で記しているように「綸」と釈すべきであると思う。ただし、ここでは于氏の釈文に従って「綸」としておく。

また、齊(山東省)の器が黄河を距てたこの山西省の地で出土されたのは、どんな事情からであったかは詳しく明らかになっていない。白川静氏は、「鮑氏はのち廢立を圖って悼公を弑殺し、(前四八五年)田氏篡奪の因をなした、やがて鮑氏が齊に滅んだあと、その族はおそらく遺器を奉じて山西に去ったのであろう。この器が山西から出土しているのは、そのような鮑叔子孫の運命を、語るものがあるように思われる。」(『金文通釈』第三八、三八五頁)とされている。

この罇の器制は、『上海博物館藏青銅器』附冊によると、

高さ六七センチ、舞の縦は三〇・五センチ、舞の横は三七・五センチ、于の縦は三四・六センチ、于の横は四四センチ、重量は六五・二キロ

と記されている。罇とは鐘に似て、鐘より大なるものである(『周礼』罇師の鄭玄注)。なお、器の篆や舞の部分、および鼓の表面には緻密な蟠虺文を一面に飾り、紐の部分は龍獸鬪争の姿を象っているとされている。

字体は、全体にやや細長な形で、すこぶる均斉がとれていて、すでに線条化してのびやかである、しかも屈曲が多く、六国古文のスタイルに近づいている。

銘文は、十八行からなり、すべて一七四字(重文一字および不明の二字を含めて)に及んでいて、全文にわたって韻をふんでいる。右側の樂の部分(二行)から訓みはじめて、鼓の右側部分を含めて七行、ついで鉦間におよんで四行、さらに鼓の左(五行)から、左側の樂の部分(二行)にいたる七行を読むようになっていく。

銘文の内容は、文のはじめに、皇母(子仲姜)の祭器として宝罇を作ることを行い、祖考に享し、齊侯と作器者との永命寿考を祈るいわゆる禘辭という部分(前段)に出ているが、通常の構文の組み立てとしては珍しい例である。また、後段に二九の領地を受け、大史・大宰などの四事に任命されたことをいうのは、「叔弓罇銘(齊侯罇鐘銘)」に県三百といひ、差卿に命ぜられたという記事となんらかの関係があるように思われる。銘の罇叔は、容庚が『金文編』で、『山東通志』の「金石記」に引く楊篤の説を採用して、「楊篤曰く、罇は当に鮑となし、鮑に通ずべし。罇叔は即ち鮑叔なり」という鮑叔(皇祖有成恵叔)で、「管鮑の交り」といわれ、齊の桓公(前六八五―前六四三)につかえた名臣の鮑叔牙である。なお、この銘文に見える鮑氏の系譜を求めると次のごとくになる。

皇祖聖叔——皇祖有成惠叔(聖叔有成)——
 皇祖聖姜——皇祖有成惠姜
 皇考適仲——繪
 皇母(子仲姜)

また、吉本道雅氏は『中国書道全集』(平凡社版)第一巻で、「鮑叔牙の曾孫鮑国は、鮑牽廢位のものち、前五七四〇一と実に七十年余に涉つて『左伝』に登場する。作者の繪は鮑牽(莊子)・鮑国(文子)兄弟の父で、その実年代は前六世紀初頭とならう。」

と略述されているが、必ずしも文献と銘文とがすべて正確に符合しているとはいえない点もあるようであるが、ともあれ、『史記』管晏列伝に「鮑叔の)子孫、世に齊に祿せられ、封邑を有つこと十余世、常に名大夫たり」とあり。また『呂氏春秋』贊能篇に「管子、齊国を治め、事を挙げて功あれば、桓公、必ず先づ鮑叔を賞して曰く、齊国をして管子を得しめし者は鮑叔なり」と記されていることから、鮑氏の家は鮑叔から興ったもので、齊に勲功があり、数多くの領邑と人民を賜与され、また聖姜・惠姜・子仲姜と公室(姜姓)との歴代にわたり通婚しており、特別の家柄とされていたように思われる。後段には、先世の功勞によって賜与された領邑と人民の保有を確認する旨の命を記し、四事の職に従つて君主につかえることを誓うようになっている。

(A) 釈文の訓読

(前段)

唯れ王の五月初吉丁亥、齊の辟たる聖叔の孫にして、適仲の子たる繪、子仲姜の寶鑄①を作り、用て侯氏の永命萬年②を禱る。繪、其の身を保ち、皇祖聖叔・皇祖聖姜③と、皇祖有成惠叔・皇祖有成惠姜と、皇考適仲・皇母とに用て高し用て孝し、用て壽老して歿(死)すること母く、慮が兄弟④を保たんことを斷り、用て考命彌生⑤して、篇(肅)々として政⑥を義くし、慮が子性(姓)⑦を保たんことを求む。

(後段)

聖叔有成、齊邦⑧に襲あり、侯氏、之に邑二百又九十又九邑と、其の民人都鄙とを錫ふ。侯氏、從ねて之に徳(告)げて曰く、某萬、辭(台)が孫子⑩に至るまで、兪(渝)改⑪すること或る勿かれと。聖子(繪)曰く、余、彌心畏説⑫し、余、四事是れ以ひん。余、大政(工)瓦・大吏(史)・大選・大宰と為り、是を辭(台)て使(使)⑬ふべしと。子孫永く保用して言(言)⑭せよ。

(B) 釈注の訓読

(前段)

① 呉(大澗) 云ふ、「鑄は即ち鑄。『説文』(第十四篇上)は訓じて大鐘と為す。『周礼』(卷五、春官・宗伯)鑄師の鄭(玄)注に、鑄は鐘に似て大なるものなり」と。『爾雅』(卷中、釈詁)に、大鐘、之を鑄と謂ふ、郭(璞)注に、「鑄も亦た鑄と名づく、音は博」と。張(之洞)云ふ、「子仲姜は、適仲の配、作者の母。子仲は即ち適仲の字なり」と。

② 張(之洞)云ふ、「世の臣、器を作れば先づ其の君を祝し、次に其の身に及ぼす」と。

③ 張(子洞)云ふ、「聖叔・聖姜は、即ち声叔・声姜。聖は本字、声は段借字。『春秋』文(公)十七年に、「小君声姜」と。『左(伝)』

・『穀(梁伝)』は、『声』に作る。独り『公羊(伝)』のみ『聖姜』に作る」と。

④ 廬は吾(われ)と読む。(以)下も同じ。

⑤ 彌は久しきなり。

⑥ 張(子洞)云ふ、「義と儀は通ず、善(よいの意)なり」と。

⑦ 子姓は子孫なり。

(後段)

⑧ 襲、旧くは勞に積す。

⑨ 張(子洞)云ふ、「従は申(重ねる意)なり。転注の訓なり」と。

⑩ 葉萬は猶は萬世と言ふがごとし。『書(経)』禹貢(篇)に、「台が徳を祇みて先んず」と。『孔安国・蔡沈』伝に、「台は我なり」と。

⑪ 或は有(あるの意)なり。

⑫ 張(子洞)云ふ、「認は、『説文』(第三篇上)に、『戒(誠)つつしむ・いましめの意』なり」と。畏認は、猶ほ『尚書』(康誥篇・呂刑篇)の『敬忌(いましめつつしむ意)』のごとし」と。

⑬ 吳(闔生)北江先生曰く、「四字を句と為す」と。『師發説』に、「女敏みて使ふべし」と、是れ其の證なり。

⑭ 年・身(真部)、舛(死)・弟(脂部)、生・政・姓(性)(耕部)、(鄙)・子・改・認・以(台)・史(史)・宰・使(之部)を以て韻と為す。

※ この韻説は、郭沫若の『兩周金文辞大系図録考釈』(考釈二一〇頁)に従って補足した。

(C) 訓読の補注

〈前段〉

※ 唯王五月初吉丁亥、齊辟疆叔之孫遺仲之子綸、作子仲姜寶罇。用

廬侯氏永命萬年。綸保其身、用高用孝于皇祖聖叔・皇祖聖姜、于皇祖有成惠叔・皇祖有成惠姜・皇考遺仲皇母。用廬壽老母舛、保慮兄弟、用求考命彌生、篤々義政、保慮子性。

洪家義は、『金文選注釋』中の「綸罇」の説明項で、次のように記されている。

拋(罇)銘ノ記載ニ、綸ハ是レ鮑叔牙ノ孫輩ナリ。鮑叔牙ハ是レ齊ノ桓公ノ的大臣ナリ。桓公ノ在位ハ四十二年ナリ(公元前六八五―六四三年)。経ニ過スルニト兩代ヲ大約六十年ナリ。那末、綸ノ在位ニ時間ハ、約当スル公元前五八〇年之後ニ、即チ齊ノ靈公(公元前五八一―五四八年)時代ナリ。《綸罇》的鑄造ハ此ノ期間之内ニ。

すなわち本器の鑄造は、綸の在世時から推察して齊の靈公の時代であったとされている。

白川静氏は、さらに歩を進めて、銘文中の「保慮兄弟」の兄弟が、『左伝』(成公十七年、前五七四)に見える鮑氏の鮑牽(莊子)・鮑国(文子)をさすとすれば、器は齊の靈公四年(前五七八)の器となる、その五月五日に丁亥がえられる(『金文通釈』第三八輯、三八四頁)とされている。

「辟」を地名とする説と、君の意とする説とがある。郭沫若は、『兩周金文辞大系図録考釈』(以下、『大系』と略称)で次のように述べている。

齊辟ナル者ノ辟ハ乃チ地名、疆叔ノ所ニ食邑トスル。史記ノ王子侯者表ニ有リ辟国ニ、漢表ハ作レ辟壁ニ、誤リ析シテ為ス「辟・土」ノ二字ト、此抛(王)念孫ノ校改ニ、屬ス東海ニ。水経ノ沐水注ニ云フ、「葛陂水ハ西

南シテ流レ、逕ニ辟城ノ南ヲ、世ニ謂フ之ヲ辟陽城ト。漢ノ武帝元朔二年、封シテ城陽ニ共王ノ子劉壯ヲ為シ侯國ト。」地ハ在リ今ノ山東莒県ノ東南ニ。

と論じて、地名説をたてている。洪家義は郭説をとって地名とさされている。楊樹達は『積微居金文説』(巻四)に、

按スルニ文当子以テ辟驪叔ヲ連読シ、不ハ以テ齊辟ヲ連読ト。知ル者、麥尊ニ云フ、「王令シテ辟井侯ニ出テテ、侯ニラシム于井ニ。」此ニ云フ辟驪叔ハ、猶ホニ彼ニ云フ辟井侯ト也。鮑叔有テ封邑ヲ、為ル其ノ封邑之君ト、故ニ可レ稱シ辟ト也。

といい、君の意としている。『商周青銅器銘文選』(四)の釈注は楊樹達説に従っている。「麥尊」の銘文は、麦氏からしてその君主井侯を辟井侯と称しているが、綸縛ではその子孫からして、その祖驪叔を辟と称している。白川氏はそのことについて、「鮑叔は桓公の覇業を助けた元勳であるから、辟の称号が許されていたものと思われる」(『金文通釈』第三八)と述べられている。

「驪叔」は鮑叔。楊樹達は「不レ審ニ驪叔ヲ為ルカヲ何人ト、近日思フニ之ヲ、驪叔ハ蓋シ即チ鮑叔也」とされ、『説文』を引用して陶と鮑の神通を論じ、さらに次のように記して、

鮑氏ニ古有リ專官ト、鮑叔ハ蓋シ以テ官ヲ為シト、其ノ字本作リ驪ニ、即チ説文之鮑ナリ。經・伝ハ仮ニ用ヒテ鮑魚之鮑ヲ、為シ驪叔之驪ト、猶ホ下周礼ニ仮ニテ鮑魚之鮑ヲ、為シ柔シル革ヲ工之鮑或ハ驪ト也。

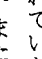
とされている。その説は、「略解」の項でも少し触れたように、

『山東通志』(巻一四七、芸文志第一〇・金二)に引用された楊篤の説と同じである。郭沫若も『大系』(二一〇頁)の欄外にこれを追記している。また容庚は『金文編』(第三・十五)の「鮑」字下に、楊篤と楊樹達の両説を採って解釈としている。現在はこの解釈にはぼ定まっている。鮑叔はまた鮑叔牙といい、春秋時代の齊の大夫、親友の管仲を桓公に推挙して齊の覇業を達成させた人物ということになる。

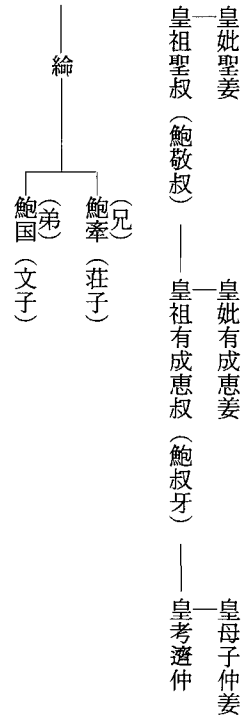
「驪叔之孫」について、ここも「略解」の項で、鮑氏の略系を示しておいたが、『国語』(巻六)齊語の冒頭に、「桓公、莒より齊に反リ、鮑叔をして宰と為す」とあり、その章昭の注に「鮑叔は齊の大夫、婁姓の後なり。鮑敬叔の子、叔牙なり。宰は大宰なり」とある。また、『左伝』成公十七年に見える鮑氏の系譜は、

鮑敬叔——鮑叔牙————鮑牽(莊子)。

鮑國(文字)

となつている。ただし、銘文の「(皇祖)聖叔」を楊樹達は「聖と敬とは古韻では同じ青部に属して通用されていた」(『積微居金文説』巻四)として、鮑敬叔であるという。また、「此の銘を読めば、すなわち鮑叔の諡(おくり名)は恵、子は遯仲である」としている。さらに銘文の「皇考遯仲皇母」については、文中に皇母の名をしるしていないが、それは作器者「」の母で、「子仲姜」であろうとされている。そして『左伝』成公十七年の「鮑牽」「鮑國」を杜預の注にいう「鮑牽は鮑叔牙の曾孫。國は牽の弟文字なり」(『国語』〈巻四〉の魯語へ上)の「鮑國」の章昭の注には「鮑國が鮑叔牙の玄孫、鮑文字なり。齊を去りて魯に適き、施孝叔の臣となる」とある」とする説を是とし、作器者はこの牽・國兄弟の父であるともしている。今、楊樹達の説に従って、改めて銘文と文献とを合わせて鮑氏の系譜を表示すれば次の

ようになるであろう。



「保盧兄弟」の「兄弟」が具体的に右の表示のように解されるかどうか疑問である。「杜預注」では、鮑牽・鮑國の兄弟は鮑叔牙の曾孫(ひまご)とされているのに対して、「韋昭注」では、鮑國は鮑叔牙の玄孫(やしやご)とされているからである。楊樹達説ではそもそも兄弟の語の相当するところがなくなる。そこで白川静氏は、もし兄弟を莊(鮑牽)・文(鮑國)二子とすると、鮑氏の世代関係は次のようになるとされている。

鮑敬叔—鮑叔牙—聖叔—又(有)成惠叔—聖仲—綸(牽)
となり、綸は叔牙の玄孫にして鮑莊子、兄弟とは莊・文二子となる、としている。

「子姓」は子姓。『儀礼』とくせい「特牲饋食礼」に、「子姓・兄弟も主人の服のごとくにす」とあり、鄭玄注に、「祭らるる者の子孫なり、子姓と言ふは、子の生む所なればなり」とある。『礼記』とくせい「喪大記」に、「卿大夫父兄子姓は東方に立つ」とあり、鄭玄注に、「子姓は衆き子孫を謂うなり、姓の言は生なり」とある。つまり子孫の意。

〈後段〉

※ 驪叔有成、鬻于齊邦、侯氏錫之邑二百又九十又九邑、與とくせい之民人都鄙。侯氏從舊之曰、某萬至於辭孫子、勿或渝改。驪子□曰、余

彌心畏認、余四事是以。余爲大攻瓦・大吏・大遼・大宰、是辭可使。子孫永保用言。

これ以下は銘文の後段になる。先世、つまり鮑叔牙の功勞によって下賜された領地と人民の保有を確認する旨の命を記し、四事の職務を遂行することを誓っている。

「驪叔有成」の「有(又)成」を、白川氏は驪叔の廟号とされている。楊樹達はここを「驪叔有成勞于齊邦」と釈し、成勞は勤勞の意に解している。

「とくせい」の字、采邑の地名であるが、字体が不明である。『銘文選』では「鄆」字に釈している。洪家義は『春秋』莊公元年に「齊の師、紀の邢・鄆・鄆を遷す」とあるうちの邢の地名にあたるとし、その地は今の山東省臨朐県の東南に在ったとされている。

〈未完〉

(しんどう ひでゆき)